

令和7年第6回桶川市農業委員会総会 議事録

令和7年6月26日(木) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室305

【出席委員】 農業委員	1 青木孝一、2 新井淳一、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 植野成美、6 小峯健治、8 白根菊枝、9 砂川富夫
農地利用 最適化推進委員	1 秋山重樹、2 坂巻達也、3 須田眞通、4 住谷行雄、5 竹内行雄、6 野本明男、7 早川隆、8 本木悟
【欠席委員】	7 渋谷安弘、10 原島貞夫、11 渡邊富二
【傍聴人】	0人
事務局長	<p>只今より、令和7年第6回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち8名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、青木委員にお願いします。</p>
青木委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>4番の荒岡委員と、6番の小峯委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	それでは、説明させていただきます。

	<p>相続人、被相続人の住所、氏名、対象地番については、資料記載のとおりです。</p> <p>農地の相続人が引き続きその土地で農業経営を継続していく場合に、相続税の納税猶予を受けることができます。</p> <p>納税猶予については、税務署で所定の手続きを行うこととなりますが、税務署で手続きをする際に、農業委員会の証明書が必要となります。</p> <p>この証明書については、相続人が引き続き農業経営を継続することが見込まれる場合に発行が可能となっております。</p> <p>事務局で相続人に聞き取り調査をしたところ、相続人の年間従事日数は240日を見込んでおり、農業用機械の保有状況等については、トラクターやトラックを1台ずつ保有しています。農業経験については、被相続人の存命中に13年間農業に従事しているとのことですので、経験の上でも、問題がないと考えられます。今後の作付け予定につきましては、引き続き露地野菜、みかんを予定しているとのことです。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の荒井委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
荒井委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>6月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「買受適格証明願について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第2号議案第1号件について説明いたします。申請者の住所、</p>

氏名、対象地番等については、資料記載のとおりでございます。

こちらの案件は、裁判所の強制競売と関連しております。

競売物件の中に農地がある場合、誰でも入札できるのではなく、農地を取得できる要件を満たした者のみ入札することが可能です。その入札のために必要なものが、今回の買受適格証明書となります。

その後の手続きですが、入札を行い、物件を落札した場合、改めて農地法第3条の規定に基づく許可申請が行われることとなります。

一度買受適格証明書を発行したにも関わらず、後に提出された農地法第3条の許可申請を不許可とすることは、理論的には通常考えづらいことですので、農地法第3条の許可見込みがあるかどうかという視点で審議していただきたいと考えております。

農地法第3条の規定による許可要件については、大きく分けて4つの判断基準がございます。

1点目は、全部効率利用要件として、農地を取得しようとする者の従事状況、機械の保有状況からみて、取得予定の農地を含めて、すべてを効率的に利用すると認められること。

2点目は、常時従事要件として申請者または世帯員が、農作業に原則150日以上従事していること。

3点目は、地域との調和要件として、申請地周辺の農地利用に影響を与えないこと。

4点目は、法人の場合のみに適用されますが、農地所有適格法人の要件を満たしていることとなります。詳細については、法人組織の形態要件、事業要件（主たる事業が農業であること）、構成員要件（法人内で農業に常時従事する者が総株主の議決権の過半を有すること）、常時従事要件（常時従事者たる構成員が取締役等の過半を占めること）となります。

以上の点を全て満たしていることが、要件となります。

まず全部効率利用要件と常時従事要件については、代表取締役が年間200日従事しており、トラクター3台、トラック6台を保有しており、問題がないと考えられます。またその他従業員の従事状況から、1haの農地を新たに取得しても適切に耕作される可能性は高いと考えられます。

地域との調和要件については、栽培予定作物が露地野菜であることから、周辺農業に悪影響を与えることは考えづらいと思われれます。

次に法人組織の形態要件については、株式会社であることから問題はありません。構成員要件については、常時従事する者である代表取締役

	<p>が総株主の議決権の過半を有していることから問題ありません。常時従事者たる構成員が取締役等の過半を占めることから問題がない状況です。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の荒井委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
荒井委員	<p>6月18日に現地調査を行いました。</p> <p>対象地は雑草が繁茂し、荒廃農地となっております。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第1号件について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案第1号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>つづきまして、第2号議案第2号件について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは第2号件について、説明いたします。</p> <p>第2号件については、第1号件の申請者が入札しようとしている土地と同じ物件となっております。</p> <p>まず、第2号件の申請者の全部効率利用要件についてですが、従事状況については、年間240日となっております。どこで農業をやっているのか聞き取り調査をしたところ、上尾市で農地を借りて行っているとのことでした。そのため、上尾市に調査を依頼したところ、農地法等の手続き履歴が確認できず、客観的な資料から従事状況を確認することができませんでした。耕作していると主張するすべての農地について、農地法等の手続き経緯が確認できないことから、農業関係法令に抵触している状況です。このことは、農地法第3条第2項第1号に掲げられるいわゆる全部効率利用要件を満たしていないと判断することが可能です。</p> <p>また、機械の保有状況については、トラクターを1台保有しているとのこと。そのため、聞き取りをしたところ、レンタルを予定している</p>

	<p>とのことです。借りる予定のトラクターは、乗用タイプの耕耘機ではないとのことです。さきほど現地調査班長からも報告がありましたが、競売物件になっている農地は1 haの荒廃農地であり、保有機械等の状況からみても適正管理は難しいと考えられます。また、資金面についても疑義がありましたので、金融機関発行の残高証明書の添付を求めましたが、期日までに提出がありませんでした。</p> <p>地域との調和要件については、作付け予定の作物がきゅうりであることから、特段問題がないと考えられます。</p> <p>以上のおとり各要件について、説明をしましたが、農地法第3条第2項第1号に掲げられるいわゆる全部効率利用要件を満たしていないと事務局では判断しております。要件のうち1つでも満たしていない場合、農地法第3条許可をすることはできませんので、買受適格証明書については、発行ができないと考えております。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第2号件について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案第2号件については、証明書を発行しないとのことによろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことです。発行しないこととさせていただきます。</p> <p>つづきまして、第3号議案「農地改良等に係る届出書について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号議案について説明させていただきます。</p> <p>10a未満の農地における農地改良届が提出されております。申請者の住所、氏名、対象地番、面積等、資料記載のとおりです。</p> <p>対象地は、筆の一部申請となっております。497.29 m<sup>2</sup>の土地に盛土を行い、嵩上げをする計画となっております。なお、今回の計画は、桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例に基づく手続きが不要であることを、桶川市環境対策推進課に確認済みとなっております。</p> <p><b>【その他添付書類に基づき内容の詳細説明】</b></p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査副班長の荒井委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p>
荒井委員	<p>6月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号議案について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第3号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第4号議案「農用地利用集積等促進計画(案)」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは第4号議案について説明いたします。出し手と受け手の間に農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が入る貸し借りとなります。そのため、例え受け手側の状況が変化し、農地の返還が行われたとしても、最長2年間は農地中間管理機構が土地を管理し、その間に次の受け手を探してくれる点が大きな違いとなっています。</p> <p><b>【各借受人について、資料に基づき説明】</b></p> <p>事務局からは以上となります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の荒井委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
荒井委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>6月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、おおむね問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。          それでは、第4号議案についてですが、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。          第4号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。          続きまして、次第の5「報告事項」を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。          農地法第4条の届出が1件となっており、転用目的は、住宅敷地及び公衆用道路となっております。農地法第5条の届出が2件となっております。転用目的は、すべて住宅敷地となっております。          なお、令和7年5月30日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。          続きまして、次第6「その他事項」を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>「桶川農業振興地域整備計画の変更について」ですが、今月は説明のみとさせていただきます。7月に現地調査を実施の上、農業委員会の意見をまとめる予定となっております。          それでは、「桶川農業振興地域整備計画の変更資料」をご用意ください。</p> <p><b>【資料に基づき概要を説明】</b></p> <p>以上8件が、5月に受付けた除外申出になります。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の説明を受けて、質問や確認したい事項はございますか。</p>
議長	<p>無いようですので、事務局の報告を続けてください。</p>

事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和7年7月15日（火）の午前9時から、第2班が行いますので、市役所3階の会議室303にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和7年7月24日（木）の午後2時から、市役所3階の会議室304で行いますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。慎重審議ありがとうございました。事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、青木委員に閉会をお願いいたします。</p>
青木委員	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後3時37分</p>